

平成19年度第2回高知県森林環境保全基金運営委員会 議事録

1 日 時 平成19年9月14日(金) 10時00分~12時00分

2 場 所 高知城ホール 2F中会議室「せんだん」

3 出席者 【委員】

根小田委員(委員長)、堀澤委員(副委員長)、川村委員、窪田委員、
栗田委員、齋藤委員、津野委員、松本委員、山中委員

(出席者9名、欠席委員:田岡委員)

4 配付資料

平成19年度第2回高知県森林環境保全基金運営委員会資料

5 議 題

- (1) 委員長及び副委員長の選任について
- (2) 次期森林環境税検討プロジェクトチーム報告書について
- (3) パブリックコメントについて
- (4) 平成19年度森林環境税アンケートについて
- (5) 平成19年度森林環境緊急保全事業等の承認について
- (6) その他

6 部長あいさつ

- ・ 森林環境保全基金運営委員会の委員への就任についてお願いしましたところ、お引受けいただき、心から感謝を申し上げます。
- ・ 平成15年度から全国に先駆けて導入した森林環境税は、今年度が5年間の最後の年となる。昨年度、延長に関してアンケートを実施したところ、8割を超える方から賛同をいただき、基金運営委員会でも制度のあり方について、ご検討いただけてきました。
- ・ 一方で、アンケート結果を見たところ、3割の方が森林環境税を徴収されていることを知らない。また、どういうふうに使われているのか分からないというご意見もいただいている。
- ・ 5年間の反省や、県民から寄せられたご意見や委員会からいただいたご意見等を踏まえ、次期森林環境税について、県庁内のプロジェクトチームで検討してきました。その結果が、報告書として8月末にできました。これをたたき台として、森林環境税の使いみちや、負担のあり方等について、今日と次回の委員会で率直にご検討いただきたい。

7 その他事前説明

(事務局)

- ・ 県では、審議会等について、個人情報などの非開示情報を扱う場合以外は、原則公開することとしていることから、基金運営委員会での発言内容等は、議事録として取りまとめ、木の文化推進室のホームページで公開し、高知県情報公開条例に基づき、開示請求があった場合には開示する旨を説明する。

8 議事

(1) 委員長及び副委員長の選任について

(事務局)

- ・ 議事進行や議論の取りまとめをお願いする委員長と、委員長を補佐する副委員長について、委員の互選となっている旨説明し、立候補或いは推薦を願う。
- ・ 立候補或いは推薦がないため、根小田委員を委員長、堀澤委員を副委員長とする案を提案する。

(全委員)

- ・ 異議無く了承される。

～事務局から根小田委員長に議事進行を交代する。～

(根小田委員長)

- ・ 議事録署名人について、齋藤委員と津野委員を指名する。

(2) 次期森林環境税プロジェクトチーム報告書について

(事務局)

- ・ 報告書の内容について説明する。

(根小田委員長)

- ・ 水土保全林（活用型）と水土保全林（保全型）はどのように違うのか。

(事務局)

- ・ 国の制度は、森林を林業として経済活動をしていく「資源循環林」、公益的機能を重視した「水土保全林」、レクリエーション等の「森林と人との共生林」の3つに分けている。保安林は国の制度では「水土保全林」になるが、高知県は保安林が多く、保安林のなかにも林業として積極的に経済活動をしている森林が多いため、経済活動をしていく森林を活用型とし、それ以外を保全型に区分している。

(山中委員)

- ・ 森林環境税について、高知に学びに来る県も多いと聞く。高知県よりも後で同様の税を導入した県から学ぶこともあると思うが、プロジェクトチームでこのこ

とを検討したのか。

(事務局)

- ・ これまで、高知県は経済林に森林環境税を使っていなかったが、他県では経済林にも森林環境税を使っている所がある。今回、高知県も森林のゾーニングにとらわれないこととする点で、他県の事例に倣った。
- ・ 愛媛県では、公共施設の木造化、木質化に森林環境税を用いているが、高知県の財源規模では無理があるので、取り入れなかった。

(川村委員)

- ・ 割りばしや楊枝は、外材で作られているが、森林環境税を活用し国産材を使えるように支援できないか。
- ・ 林業が立派な職業であるということを、都会の人も山の人も認めるような表彰制度ができないか。

(事務局)

- ・ 割りばし等に関しては、木づかい促進事業のなかで検討させていただきます。
- ・ 表彰制度は、森林環境税での事業ではないと考えられるので、木の文化賞等に対応していきたい。

(窪田委員)

- ・ 成果として、ダム上流域の間伐を 2,500ha 実施とあるが、森林環境税は公益上重要で緊急に整備が必要な森林の整備ということでスタートしている。その森林に対して 2,500ha がどの程度を占めているのか。高知県の森林全体の 0.8%ということで過小評価しているが、対象とする山に対していえば、かなり効果があるのではないか。
- ・ 次期森林環境税では、CO2 固定機能の高い若齢林の間伐を行い、国費を導入するとしている。国費を使う場合、森林組合以外は受け皿になれないのではないか。森林環境税は、一般の企業等にも門戸を開いてきたが、そこをどう整理しているのか。
- ・ 企業の負担について年 500 円となっている。昨年の基金運営委員会での意見やブロック会、シンポジウム、アンケートでは、企業は応分の負担をとという意見が多かったと思うが、どのように整理がされたのか。

(事務局)

- ・ 公益上重要で緊急に整備が必要な森林について、森林環境税では水土保持林(保全型)を対象としており、そのなかのダム上流で整備の遅れている森林は、約 11,000ha となっている。これまでに 2,500ha の間伐を実施しているが、このなかにはダム上流以外の森林も含まれているため、正確な数字は把握できない。
- ・ 受け皿については、国の補助を受けるための森林施業計画を立てることで、森

林組合以外でもなることができる。

- ・ プロジェクトチームの検討のなかで、企業を含む負担については、多くするのではなく、できるかぎり少なくできないかという意見があった。ハード事業は、国費を導入することで、より効果的に事業を行うことを検討した。また、ソフト事業をもっと広げることができないかということで、全庁にソフト事業の提案を依頼し、県民のだれもが納得できる事業ということで見積もった。その結果、現行の負担額で事業ができる見込みとなり、県内の厳しい経済情勢を勘案して、企業の負担をこれまでどおりとした。

(齋藤委員)

- ・ 協働の森の協定を結んで、2005年から山の手入れツアーという親子バスツアー実施している。回を重ねる毎に、参加される方が多くなり、いろんな方に参加いただいた。参加者は非常に生き生きとしており、こうした活動を地道に続けていくことが重要ではないか。
- ・ 森林を守るいろんな活動をされる方がいるので、そうした活動を公募するといったソフト事業があればよいのではないか。

(松本委員)

- ・ 山林の所有者責任や行政責任をもう少し明確にする必要があるのではないか。政策として植林を進めておきながら、外材を輸入するという政策が、現在の荒廃森林の現状につながっているのではないか。
- ・ CO2の問題を次期森林環境税の一つに入れるということは賛成。
- ・ 次期森林環境税では、協働の森との関係、連携を整理する必要があるのではないか。企業からの募金も受け入れられるようにしてはどうか。また、企業からの応分の負担についても検討してはどうか。

(事務局)

- ・ 齋藤委員の県民の主体的な取り組みを公募し、活動をサポートしていくという意見については県としても賛成である。
- ・ 森林の所有者責任に関しては、街の方も、自分たちが吸っている空気や、享受している水資源などは、森林を適切に管理することで得られるものであり、こうした考えで、森林環境税が導入された。今後経済林に踏み込む際には、これまで行ってきた森林の管理を約束できる方にのみ支援していくことでご理解いただければ。
- ・ 企業の募金に関しては、企業のCSRの関係で、山の手入れをすとか募金等がある。また、同じような制度として「緑の募金」があり、これとの関係も考えていく必要がある。

(川村委員)

- ・ 企業の負担について、報告書では次期も 500 円のままということになっているが、今後企業から応分の負担を求めることが必要となってくる場合もあると思うので、途中で変更できるようにしてはどうか。

(事務局)

- ・ 条例を毎年改正するとなると、税の公平性、安定性に欠けるという問題が考えられる。
- ・ この報告書は、県の内部での報告書であり、最終決定というわけではない。
- ・ 大きなソフト事業が提案され、県民の納得のいくものであった場合に、企業の応分の負担が必要となる可能性もあるが、現在のところは現状のまままでと考えている。

(森林部長)

- ・ 今回の検討の前提は、税の延長ということで県民からのご意見をいただいた。そのなかで、延長ではなく変更となる税の取り方を変えるという意見もあった。プロジェクトチームのなかでも議論があったが、税の変更までは踏み込めなかった。

(根小田委員長)

- ・ 国費と組み合わせることで、現状のままの負担でいけるということと、企業にもいろいろあって、高知県の企業の状況は経済的に非常に苦しく、また、税制システムの変更は、大変な説明責任を伴うが、企業の負担が 500 円というのは少ないのではという印象がある。

(山中委員)

- ・ 森林環境税をどういうスタンスでどう捉えていくかということが必要ではないか。次期の 5 年間で、第 2 期と捉えるのか、後期とするのか、今後どういう方向にもっていくのか、県下全てをカバーすることもできない、目的をどこに持っていくのかということを整理する必要があるのではないか。

(森林部長)

- ・ 整理できれば一番よい。この税で何をするのか、基本的には、今ある財源をうまく使えないのか。その上で、やらなければならないことがあり、足りないからさらに超過課税を増やすという判断が無ければ、負担を上げるということにはなりにくい。

(事務局)

- ・ プロジェクトチームでは、何が森林環境税として必要なのかということを検討した。森林環境税で林業施策全てを実施することはできないので、象徴的であってなおかつ県民の納得のいくものでなくてはならないと考えている。森林環境税によって、街側の人から山側への理解が得られ、山を何とかしなければならぬ

と考えてもらえるようになることで、一般会計で効果的な林業施策を実施できるような後押しをすることが森林環境税の目的ではないかと考える。

- ・ 昨年、シンポジウムやアンケートで委員の皆様のお手を煩わせましたが、県内の主要な企業が倒産している状況もあり、企業の負担は現状のままということでご理解いただければ。

(栗田委員)

- ・ 若齢林の整備で、国費等 18.7 億円、森林環境税 6.2 億円となっているが、全額国費とできないのか。

(事務局)

- ・ 国費というのは補助金なので、全額とはならない。国の補助金にはいろんな条件があり、県の義務負担を含め最大で 68%、残りの 32%は森林所有者の負担となっている。この 32%に対し、全額ではないができるかぎり支援していきたい。

(堀澤副委員長)

- ・ 森林環境税の継続で 1 番の目玉は、CO₂ の吸収ということだが、森林環境税により何トン吸収するということが見えてくるともっと理解が得られるのではないかと。また、環境先進県としての売りどころとなるのではないかと。

(事務局)

- ・ 京都議定書の約束期間で高知県が整備しなければならない森林面積は 98 千 ha で、この面積を全て整備すると 117 千炭素トンの CO₂ を固定することになる。これは、一般会計による森林整備も含まれており、森林環境税でこの 4 分の 1 強をサポートすることとしている。

(松本委員)

- ・ 国費に上乘せということだが、国政が不安定ななかで、今後 5 年間乗り切れるのか。国策として植林をしたことで、荒廃森林ができたことと同じようになるのではないかと。

(根小田委員長)

- ・ 温暖化対策については、世界的にもそうだし、日本としてもかなりやるのではないかと。林業を取り巻く国際的な環境も変化しつつあり、国のてこ入れがある程度期待できるのではないかと。

(副部長)

- ・ 温暖化対策の森林吸収源については、国際公約なので、5 年間は大丈夫だと思います。また、高知県も一定の役割を果たしていく必要があることをご理解いただきたい。

(根小田委員長)

- ・ 今後、県民の意見、委員会の意見を聴き、次年度予算の編成に向けて基本方針

を確定していく。本日の委員会で十分な発言ができなかった方は、9月末までに事務局にメールやファックスで伝えていただきたい。

(2) パブリックコメントについて

(事務局)

- ・ 資料を基に、パブリックコメントの実施状況を説明し、次回委員会までに寄せられた意見を取りまとめ、委員のご意見を頂く予定である旨を説明する。

(3) 平成19年度森林環境税アンケートについて

(事務局)

- ・ 資料を基に、平成15年度、17年度に実施したアンケートと同じ内容で、県民の森林や森林環境税に対する意識調査を行う旨を説明する。

(4) 平成19年度森林環境緊急保全事業等の承認について

- ・ 森林環境緊急保全事業と生き生きこうちの森づくり推進事業は、要領上、委員会の承認を受けて実施することとなっているが、箇所数が多いことや、個々の実施場所について検討するのではなく、大きな議論をするということから、以前の委員会において報告とさせて頂くことになっていた旨を説明する。
- ・ 資料を基に、森林環境緊急保全事業について18カ所、277.18haを承認し、生き生きこうちの森づくり推進事業について2団体、3.69ha、1,443,845円を交付決定している旨を説明する。
- ・ 森林環境緊急保全事業、生き生きこうちの森づくり推進事業ともに、予算残があるため、2回目の募集を行い、次回以降の委員会で順次報告する旨を説明する。

(5) その他

(事務局)

- ・ 次回委員会と12月の委員会について、10月16日(火)午後と12月6日(木)午後の開催を提案する。

(根小田委員長)

- ・ そういう予定でよろしく申し上げます。

以上、この議事録が事実と相違ないことを証明します。

平成19年10月 1日

議 長

議事録署名人

同 上